

次の対象区域において、建築基準法第 86 条の 5 第 2 項の規定に基づく認定を取り消しましたので、同条第 4 項の規定に基づき公告します。

また、その関係図書は、京都市都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 25 年 5 月 20 日

京都市長 門川 大作

1 認定事項

認定取消番号	認定取消年月日	対象区域
11 - 002	平成 25 年 5 月 9 日	京都市山科区竹鼻四丁野町 35 番 1 , 35 番 3 , 35 番 8 , 35 番 9

2 縦覧期間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで（ただし、正午から午後 1 時までは除く。）

（都市計画局建築指導部建築指導課）